

別表 1 認定に関する業務を行う事業所の名称所在地及び管轄区域（第5条）

認定に関する業務を行う事業所の名称所在地及び管轄区域（第5条）

事業所名	認定を行おうとする区域
特定非営利活動法人A S A C（エイサック） 岩手県盛岡市前九年3丁目3番17号	日本国内全域及び世界全域（各国）

別表 2 認定手数料（別途消費税加算）の額及び徴収方法（第9条） （認定手数料）

本会は、認定業務規程第23条にもとづく認定申請を受付又は受理する場合当該申請者から、当該申請内容に応じて定められた認定手数料を徴収するものとする。

2 認定手数料は料金表より該当項目を徴収するものとする。

- （1）申請料
申請書類の受付事務管理等の費用
会費を納める会員は、申請に関わる費用の一部重複分を割引とする。
- （2）書類審査料
申請書類審査の費用（書類審査報告書作成費用含）
- （3）実地検査料
申請に伴う実地検査費用
- （4）検査結果報告書作成料
実地検査の報告書作成費用
- （5）判定料
判定委員会開催費用
- （6）認定証発行料
認定証の発行費用
- （7）表示監理料
公表に関する費用
46条に関わる認定事業者のインターネット等の表示に関わる確認調査料及び当会ホームページにおいて認定事業者を公表する費用
- （8）管理料
本会の管理運営、事務所維持などの一般管理に関わる費用のうち認定事業維持のため必要とされる経費及び審査結果などを通知する費用並びに認定事業者に必要な法改正等の情報を提供する費用
- （9）検査員派遣費用
検査員の日当、交通費、宿泊に係わる費用。
2人の検査員による1日実働7時間（昼食及び休憩は含まない）を基本とする。
但し、条件（例 参照）により検査員1名の場合もある。
※【例】職住一体（小分け施設・事務所・保管施設等一般住宅（100㎡[≒]）程度の場合）
の小規模事業者等
- （10）特別費用
時間外勤務及び休日にかかる検査の費用

3 業務規程第 28 条及び 29 条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。

(1) 書類再審査料 (是正要求に関わる書類審査料)

書類審査で「不適合一覧表」により判断し、不適合があり書類の再提出による書類審査が必要となった場合は正要求 1 回ごとに該当項目の費用を徴収する。

(2) 是正書類審査報告書作成費用

是正要求結果の書類審査報告書作成費用

是正回答の報告書作成 1 回ごとに該当項目の費用を徴収する。

(3) 再実地検査料

是正に伴う実地検査が必要な場合の再実地検査費用

(4) 再検査結果報告書作成費用

是正要求結果の再実地検査報告書作成ごとに該当項目の費用を徴収する。

4 申請者又は認定事業者の要請により勤務時間外及び休日に検査を行う場合は特別費用を加算する。

ただし、実地検査は申請者の時間帯に合わせて変更することができる。

実働時間は 7 時間とし、それを越えた場合は特別費用を加算する。

(徴収方法)

5 認定手数料の徴収方法及び期限は、以下の通りとする。

(1) 申請料及び書類審査料は、申請時に現金での納入又は振込証明等添付で受け付ける。

(2) 実地検査料及び検査員派遣費用並びに実地検査報告書作成費用及び判定料は通知後 (実地検査計画書・同意書送付時に請求書を添付) 7 日以内とし、入金確認後に実地検査を行なうものとする。

(3) 認定証発行料・管理料は通知後 (判定結果の通知後) 7 日以内とし、入金確認後、認定証を発行するものとする。

(4) 時間外の検査が発生した場合は、検査終了後に追加請求を通知し、申請者は請求書受領後 7 日以内に費用を支払うこととする。

6 通貨は円によるものとし、徴収方法は、現金又は郵便局もしくは銀行振込によるものとする。

7 受け付ける書類は日本語とする。

(申請取り下げの扱い)

8 一旦納入された料金については業務にかかっている為返却しない又申請者の都合によりキャンセルする場合でも同じ理由で返却はしない。

手数料について

各種手数料は、以下のとおり。

各種申請時に指定口座への振込証明書(写し可)を添付して下さい。

(収入印紙、現金等での支払いはできません)

尚、一旦受領した手数料はASACの責に帰すべき事由により検査(書類審査のみの場合含)を実施できない場合を除き、いかなる場合も返金できませんのでくれぐれもご注意下さい。

料金表

1. 認定・調査手数料

◇申請◇ 生産行程(外国含)

新 規	項 目	会 員	一 般
申請書類 の審査	①申請料(書類審査評価報告等の通知費含)	3,000 円	13,000 円
	②書類審査料(書類審査報告書作成費含)	22,000 円	
実地検査	③実地検査料	31,500 円/日	
	④検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	⑤検査結果報告書作成料	15,000 円	
判 定 ※	⑥判定料 定例(年3回の内1回)	25,000 円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	
認定証の交付	⑦認定証発行料	10,000 円	

表示監理	⑧表示監理料	3,000 円	
管 理	⑨認定に関わる管理料	12,000 円	

◇調 査◇ 生産行程(外国含)

年 次	項 目	会 員	一 般
書類確認	①書類確認料	12,000 円	22,000 円
実地調査	②実地調査料	31,500 円/日	
	③検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	④調査結果報告書作成料	15,000 円	
判 定 ※	⑤判定料 定例(年3回の内1回)	25,000 円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	

表示監理	⑥表示監理料	3,000 円	
管 理	⑦認定に関わる管理料	12,000 円	

◇生産行程(外国含)認定継続証が必要な場合の発行に関する料金◇

任意による	項 目	会 員	一 般
継続証の交付	継続証発行料	5,000 円	

◇申請◇小分け(外国含)・輸入

新 規	項 目	会 員	一 般
申請書類 の審査	①申請料(書類審査評価報告等の通知費含)	3,000 円	13,000 円
	②書類審査料(書類審査報告書作成費含)	18,000 円	
実地検査	③実地検査料	31,500 円/日	
	④検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	⑤検査結果報告書作成料	11,000 円	
判 定 ※	⑥判定料 定例(年3回の内1回)	21,000 円	
	※最終報告書通知後10日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	
認定証の交付	⑦認定証発行料	10,000 円	

表示監理	⑧表示監理料	3,000 円	
管 理	⑨認定に関わる管理料	12,000 円	

◇調査◇ 小分け(外国産)・輸入

年次	項目	会員	一般
書類確認	①書類確認料	18,000 円	
実地調査	②実地調査料	31,500 円/日	
	③検査員派遣費用	検査員派遣費用参照	
報告書作成	④調査結果報告書作成料 1 件	11,000 円	
判定	⑤判定料 定例 (年 3 回の内 1 回)	21,000 円	
※	※実地調査最終報告書通知後 10 日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	

表示監理	⑥表示監理料	3,000 円
管理	⑦認定に関わる管理料	12,000 円

◇小分け(外国産)・輸入の認定継続証が必要な場合の発行に関する料金◇

任意による	項目	金額
継続証の交付	継続証発行料	5,000 円

◇是正要求に関わる料金 生産行程(外国産)・小分け(外国産)・輸入

是正事項	項目	金額
是正要求に対する回答の書類再審査	書類再審査料 (1 回につき)	3,000 円
再実地検査	※是正要求に伴う実地検査が必要な場合の再実地検査料(2 時間単位)	9,000 円/2 時間
	検査員派遣費用	検査員派遣費用参照
是正要求通知に係る審査報告書	是正書類審査報告書作成料及び再検査結果報告書作成料 (最終報告含)	各 10,000 円

◇追加申請・変更事項に関する料金 生産行程(外国産)・小分け(外国産)・輸入

変更事項	項目	会員	一般
変更届に係わる書類審査	①書類審査料 変更届 1 回につき	5,000 円	
(実地検査)	※追加申請・変更届に伴う実地検査が必要な場合	31,500 円/日 (半日又は4時間まで18,000 円)	
	検査員派遣費用 (検査毎)	検査員派遣費用参照	
報告書	②追加申請・変更に係る書類審査結果・検査結果報告書作成料	各 10,000 円	
変更内容の判定 ※	③判定料 (変更又は追加)	15,000 円	
	※変更届に係る報告書通知後 10 日以内の単独判定の場合	※90,000 円～180,000 円	
変更後の認定証の交付	④変更後の認定証発行料	5,000 円	
掲示内容の変更	⑤掲示内容変更料 変更に伴う「掲示」の内容変更等の手続費用	3,000 円	

※ 判定委員会運営規定参照

＜補足＞

- ・上記手数料は国内外の事業者に適用する。
- ・日本人及び外国人 ASAC 検査員を派遣して検査（調査）を行なった場合の事業者に適用する。
検査は 1 日実働 7 時間（昼食・休憩は含まない）を基本とする。

※複数のカテゴリーを同時に申請する場合又は調査を受ける場合は、検査員（又は調査員）派遣費用以外はカテゴリー別（有機農産物・有機飼料（農産物）・有機加工食品・有機飼料（加工）・小分け・輸入）の料金を徴収します。

又、複数のカテゴリーの実地検査で基本時間を越えた場合は「次表特別費用」により該当する料金を徴収します。

※年次調査の結果継続証が必要な方にはカテゴリー別（有機農産物・有機飼料（農産物）・有機加工食品・有機飼料（加工）・小分け・輸入）の料金を徴収します。

※ 紛失等による認定証の再交付について カテゴリー別 5,000 円とする。

※ 英語版の認定証書が必要な場合は、カテゴリー別 10,000 円とする。

＜備考＞ 手数料積算例

(1) 申請初年度 ＜生産行程の場合＞

	会 員	一 般
①申請書類の審査	25,000 円	35,000 円
②実地検査	31,500 円+※派遣費用	
※検査員 2 名がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として 「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。		
③報告書作成	15,000 円	
④判 定	25,000 円	
⑤認定証の交付	10,000 円	
⑥表示監理	3,000 円	
⑦管 理	12,000 円	
合 計	121,500 円+派遣費用 +消費税	131,500 円+派遣費用 +消費税

(2) 調査(次年度以降の年次調査含) ＜生産行程の場合＞

	会 員	一 般
①書類確認	12,000 円	22,000 円
②実地検査	31,500 円+※派遣費用	
※検査員 2 名がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として 「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。		
③報告書作成	15,000 円	
④判 定	25,000 円	
⑤表示監理	3,000 円	
⑥管 理	12,000 円	
合 計	98,500 円+派遣費用 +消費税	108,500 円+派遣費用 +消費税

(3) 是正要求に関わる料金

A 書類審査のみの場合 (1 回につき)

①書類審査	3,000 円
②審査報告書	10,000 円
合 計	13,000 円+消費税

B 書類審査及び再実地検査が必要な場合

①書類審査(1 回につき)	3,000 円
②審査報告書(同上)	10,000 円
③再実地検査(2 時間単位 9,000 円)	9,000 円～+※派遣費用
※検査員がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。	
④再検査報告書	10,000 円
合 計	32,000 円～+派遣費用+消費税

(4) 追加申請(圃場の追加等)・変更事項に関する料金

A 書類審査のみの場合(住所変更、担当者の変更等の場合)(1回につき)

①書類審査	5,000 円
②審査報告書	10,000 円
③変更後の認定証の交付	5,000 円(認定事項の変更の場合のみ)
④掲示内容の変更	3,000 円(認定事項の変更の場合のみ)
合 計	23,000 円(認定事項の変更の場合)+消費税

※ 書類審査のみの場合は判定料は徴収しない。

B 追加申請(圃場の追加等)・変更届(施設・機械等の増加等)に伴う実地検査が必要な場合
＜生産行程の場合＞

①書類審査(1回につき)	5,000 円
②審査報告書(同上)	10,000 円
③再実地検査(半日又は4時間まで)	18,000 円～+※派遣費用
※検査員がASAC事務所から実地検査場所へ出張するのに要する経費として 「3 検査員派遣費用」に基づき算出される額とする。	
④検査報告書	10,000 円
⑤変更内容の判定	15,000 円
⑥変更後の認定証の交付	5,000 円
⑦掲示内容の変更	3,000 円
合 計	66,000 円+派遣費用+消費税

(5) 年次調査に追加申請・変更事項の調査が加わった場合

A 年次調査と追加申請・変更事項の調査を同時に行う場合 ＜生産行程の場合＞

	会 員	一 般
①書類確認	12,000 円	22,000 円
② (4)A ①・②適用 (例:1回の場合 15,000 円)		
③実地検査	31,500 円+※派遣費用	
※ 年次調査に並行して変更事項の調査を行う場合実地検査料、検査員派遣費用の重複分は加算しない。 但し、実地検査で基本時間を越えた場合は「特別費用」により該当する料金を徴収する。		
④報告書作成	25,000 円(変更事項含)	
⑤判 定	25,000 円	
⑥変更後の認定証の交付	5,000 円	
⑦表示監理	3,000 円(掲示内容の変更含)	
⑧管 理	12,000 円	
合 計	128,500 円+派遣費用 +消費税	138,500 円+派遣費用 +消費税

※ 追加申請・変更事項を含む判定の場合、認定事項変更の判定料は徴収しない。

◇特別費用（通常業務以外の休日、時間外などに行なう費用）

項 目	備 考	加算額
検査の時間外	1日7時間以上の検査の場合に適用 (1時間につき2割増)	5,400円/時間 (4,500円+900円)
正検査員時間外派遣費用	1日7時間以上の検査の場合に適用 (1人1時間につき 当日のみ)	3,360円/時間 (2,800円+560円)
副検査員時間外派遣費用	1日7時間以上の検査の場合に適用 (1人1時間につき 当日のみ)	2,351円/時間 (1,959円+392円)
休日の検査	土・日・祭日に行なう検査に適用 (平日の5割増) 1時間単位	6,750円/時間 (4,500円+2,250円)
休日の正検査員派遣費用	1人1時間単位	4,200円/時間 (2,800円+1,400円)
休日の副検査員派遣費用	1人1時間単位	2,939円/時間 (1,959円+980円)

休日の時間外の検査に関しては、「休日の検査」「休日の正検査員派遣費用」「休日の副検査員派遣費用」を適用するものとする。

2 判 定

定例認定審査（判定委員会の開催）は各定例講習会最終日（4ヶ月に一度の3回/年）より1カ月以内に開催。

申請者からの要求により上記以外に特別開催する場合は、個別判定料を料金表に基づき徴収する。

※単独判定委員会（特別）開催は開催希望日より15日以上前に本会事務局付で判定委員会に申込むこと。

※ 認定証は日本語とする。

3 検査員派遣費用

* 検査員派遣費用

派遣費用	正 19,600円/人 副 13,715円/人 半日 9,800円/人 副 6,800円/人
移動日に係る派遣費の額は、下記の通りとする。 1. 国内の現地までの移動料金（検査当日片道1時間30分以上を要する場合含） 2. 国外の現地までの移動料金（上記1を含） 半日（4時間まで） 4,800円（1時間30分～4時間まで） 1日 9,600円 ・車両使用の場合 100km以上を適用 ・JR使用の場合 新幹線・特急の所要時間を適用	
宿泊費	国内は12,000円/泊（朝・夕食含）・海外は実費相当額とする
宿泊費には、朝食代及び夕食代を含むものとし、昼食代は検査員の負担とする。	

* 検査員交通費

区分	旅客運賃			
	鉄道	船舶	航空機	自動車（自走の場合）
検査員	新幹線・特急・指定席 （グリーン除く）	エコノミー	エコノミー	80円/km
1. 交通費の起点は盛岡市前九年3-3-17とする。 2. 車両使用（自走）の場合は、燃料代、高速料金等がふくまれる。 レンタカー使用の場合は実費とする。 3. 車以外の検査員派遣交通手段に係る交通費は、目的地までの交通機関（鉄道賃、船賃及び車賃<バス代、タクシー代等>、航空機運賃等）の実費とする。				

* 検査員の船舶及び航空機の利用について

エコノミーとありますが、特に海外では、滞在が長くなるほど宿泊費用及び検査員の日当が加算されるので、エコノミーを選ぶよりビジネスクラスを利用した方が諸経費を合算した場合安くなる場合もあることを考慮し、状況により申請者と協議の上決定する。

<例>週2便のみの運行しかなく、エコノミーが満席でビジネスクラスに空席がある場合など、その時の状況に応じる。

別表 3 調査手数料（別途消費税加算）の額及び徴収方法（第10条-1）

（調査料）

- 1 本会は、認定業務規程第33条にもとづく認定事項の確認調査を実施するときは、認定事業者から年次調査の料金表により料金を徴収する。
 - （1）書類確認料
年次計画書等認定事業者からの報告書類等の確認費用
 - （2）実地調査料
年次調査における実地調査費用
（変更届に伴う年次調査と併せて確認を行なう場合の実地検査費用は年次調査に含むものとする）
 - （3）検査員派遣費用
検査員の日当、交通費、宿泊に係わる費用
2人の検査員による1日実働7時間（昼食及び休憩は含まない）を基本とする。
但し、条件（例 参照及び是正・変更事項等の確認含）により検査員1名の場合もある。
 - （4）調査結果報告書作成料
年次調査結果の報告作成費用
 - （5）判定料
判定委員会開催費用
 - （6）継続証発行料
認定事業者から求められた場合のみ
 - （7）表示監理料
公表に関する費用
46条に関わる認定事業者のインターネット等の表示に関わる確認調査料及び当会ホームページにおいて認定事業者を公表する費用
 - （8）管理料
本会の管理運営、事務所維持などの一般管理に関わる費用のうち認定事業維持のため必要とされる経費及び審査結果などを通知する費用並びに認定事業者に必要な法改正等の情報を提供する費用
 - （9）特別費用
時間外勤務及び休日にかかる検査の費用

（徴収方法）

- 2 調査手数料の徴収方法及び期限は、以下の通りとする。
 - （1）書類確認料は書類の確認作業を始める際に請求し、通知後7日以内とする。
 - （2）実地調査料及び検査員派遣費用並びに実地調査報告書作成費用及び判定料は通知後（実地調査計画書・同意書送付時に請求書を添付）7日以内とし、入金確認後に実地調査（調査）を行なうものとする。
 - （3）管理料は通知後（判定結果の通知後）7日以内とし、入金確認を行う。
また、求められた場合は認定継続証を発行するものとする。
その場合の費用は別途請求する。
 - （4）申請者の準備不足等の不測の事態で時間外の調査が必要になった場合は、調査終了後に追加請求を通知し、認定事業者は請求書受領後7日以内に費用を支払うこととする。
- 3 業務規程第28条及び29条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。
- 4 申請者又は認定事業者の要請により勤務時間外及び休日に調査を行う場合は特別費用を加算する。
ただし、年次調査は認定事業者の時間帯に合わせて変更することができる。
実働時間は7時間とし、それを越えた場合は特別費用を加算する。

別表 4 臨時調査手数料 (別途消費税加算) の額及び徴収方法 (第 10 条-2)

- 1 本会は、認定業務規程第 34 条及び第 35 条に定める確認臨時調査を必要とした場合は、変更事項に関する料金表より徴収する。
- 2 徴収方法は、調査手数料の徴収方法に準じる。
- 3 圃場又は施設等の追加、変更等については、追加申請事項・変更事項に関する料金を追加申請・変更事項に関する料金表により費用を徴収する。
 - (1) 書類審査料
追加申請・変更届に係る書類審査
 - (2) 再実地検査料
追加申請・変更届に伴う実地検査が必要な場合
 - (3) 書類審査報告書作成料
追加申請・変更に係る書類審査報告
 - (4) 判定料
変更内容の判定
 - (5) 変更後の認定証発行料
変更後の認定証の交付費用
 - (6) 掲示内容変更料
掲示内容の変更に伴う掲示の変更作業費用
- 3 業務規程第 28 条及び 29 条に基づく是正措置及び再審査に関わる費用については、是正要求に関わる料金表により徴収する。

(その他要求事項)

本会は、申請者及び認定事業者に以下の事項を要求するものとする。

- (1) 審査に係わる実地検査 (調査) 又は年次調査等に必要な場所に立ち入り、検査 (調査) に必要な施設の利用を行うこと。
- (2) 審査 (検査) 又は調査のために必要な積替、運搬、開装又は梱包などに要する費用を負担するか又は行うこと。
- (3) 審査に係わる実地検査 (調査) 又は年次調査等時に立ち会う申請者側の要員、車両等の費用を申請者側が負担すること。
- (4) 手続き遅滞に係る措置
本会が求める書類の提出や改善措置の遅滞により、認定に関わる手続き (書類審査等) が遅れた場合、その間の事務手続き等維持 (書類審査担当者の手配並びに待機等含) のため、所定の期限 (申請者が指示又は通知を受けた日より一週間以内) を 1 回延滞するごとに申請総額の 5 分の 1 を遅滞料として徴収する。
- (5) 料金滞納等に対する措置
請求期限内に入金がなく、また、その間文書による遅滞理由等の提出がなされず、最初の請求期限より 10 日以上過ぎた場合は、それまでの認定に関わる手続きを全て無効とし、改めて申請手続きを求める。
- (6) 認定業務に係わる言語は、日本語とするが、特別な要請 (外国での検査に置ける通訳・外国文書等) に関しては、実費を請求する。

第 2 版 平成 18 年 5 月 23 日改訂
第 3 版 平成 18 年 7 月 13 日改訂
第 4 版 平成 18 年 12 月 27 日改訂
第 5 版 平成 20 年 2 月 25 日改訂
第 6 版 平成 22 年 1 月 29 日改訂
第 7 版 平成 24 年 9 月 15 日改訂
第 8 版 平成 26 年 4 月 1 日改訂

講習会等実施規程（認定業務規程第 49 条）

本会は、円滑な認定又は調査業務を行う目的のため、下記の要項で、有機 J A S 法定講習会を開催する。

1. ASAC定例講習会

本会は認定に係わる生産行程管理者（外国産）小分け業者（外国産）、輸入業者等を対象に講習会を開催することを基本とする。但し、生産行程管理者（「有機農産物」「有機加工食品」）等個別の申請を求める者は（4）の規程を適用する。

- (1) 本会は一年度に 1 回につき全 4 日間（通常、1 日/月で 4 カ月を要する）の定例講習会を年・3 回以上開催する。
- (2) 講習内容には下記の事項が含まれる。
 - * J A S 法について
 - * 有機食品の検査認証制度について
 - * 指定農林物資について
 - * 有機農産物及び有機加工食品の日本農林規格について
 - * 認定の技術的基準について
 - * クレーム対応について
 - * 格付実務（輸入業者・小分け業者にあつては格付表示実務）、証票管理について
 - * 関連法規に関することについて
 - * 申請者に必要な本会の業務規程の説明及び本会の申請書式や申請手順に関することについて
 - * その他、必要な事項について
- (3) 講習会では、講習内容の確認と、本会の生産行程管理者などの業務に最低限必要な知識の確認のために、確認テスト（自主採点・修了には関係しない）を行う。
- (4) 「有機農産物」又は「有機加工食品」（有機飼料等は除く）等個別の申請を希望する者は、最低 2 日間（基礎編／日・希望該当（農産又は加工等）／日）を受講修了後、申請することができる。
ただし、書類審査の結果、1 回目の是正措置を行っても習熟度が低い（認定に関わる知見が不適切）場合、「該当（農産又は加工）／日と実地編／日」の 2 日間を受講修了後、申請書類関係を含む是正を行い再審査を受ける事ができる。
- (5) なお、国又は J A S 協会等の国の関連機関が主催する講習会及び本会が主催（共催、協賛又は、当会が認めた機関〔例：日本有機食品認定連絡協議会等〕が主催）して開催される講習及び各種セミナーのうち、本会が認めたものについては、本会主催の定例講習会又は特別講習会と同等と見なし、申請資格要件を満たした者としてカウントする。

2. 特別講習会

JAS 法及び関連法規等が改定又は改正された場合（J A S 法又は関連法規等が改定又は改正され、それに伴い当会の認定に係わる様式・書式等変更が必要な場合、又は根拠書類等の内容に変更が必要になった場合）開催します。

本会の生産行程管理者などの認定事業者は、特別講習会又は 1.講習会の（4）に該当する講習会を受講し修了することを推奨します。

3. 出張講習会

上記 1. 及び 2. の内容を出張で行なう。

4. 本会の生産行程管理者などの認定に係わる申請資格について

本会の認定に係わる生産行程管理者などの申請資格要件は次の通り。

本会主催の定例講習会 4 日間（又は 1. (4) 適用の場合 2 日間）で 1 回（連続受講でなくても可。しかし初回参加より 1 年以内に修了しなければならない。又 1 年を越えた受講科目は無効となる。）の講習会を受講し修了すること。

但し、この申請資格は本会の認定にのみかかるものであり、それ以外の資格とは何ら関わらない。

5. その他

- (1) ASAC 主催の年 3 回の定例講習会以外に、必要に応じ、出張講習会（特別講習会含）及び講師派遣等を行う。
費用及び徴収方法について別表 5 の (2) を参照。

別表 5 講習会参加費（別途消費税加算）（第 11 条）

講習会料金表

1 講習会費用

有機JAS定例講習会及び特別講習会			
1. 定例講習会	スクール編 1 日	13, 500 円 × 3 日	(10:00～12:00/13:00～ 17:00)の実質 6 時間×4 日間 (又は講習会実施規程 1.(4) 適用の場合 2 日間)
	グランドワーク編 1 日	17, 500 円	
	(初回より 1 年以内の受講修了であれば連続参加でなくても可)		
2. 特別講習会	スクール編 1 日	13, 500 円	
3. 出張講習会 (国内外で開催する場合)	スクール編 1 日	67, 500 円	(5 名)追加 1 名 13,500 円
	グランドワーク編 1 日	87, 500 円	(5 名)追加 1 名 17,500 円
	※-1 講習会場(会議室・グランドワーク施設等)費及びOHP・VTR・スクリーン、ホワイトボード又は黒板等の必要機材は受講者側の負担で用意すること。		
	※-2 出張講習は 5 名以上(テキスト及び資料代が含まれる)とし料金を徴収する。		

2. 徴収方法

(1) 定例講習会・特別講習会

- ①会場借用、テキスト作製等準備開始の為、1 日ごとに（4 日又は 2 日に分け徴収）入金確認（振込）をもって正式受付とする。
- ②一旦納入された料金については、受講者の意思によりキャンセルする場合でも、次回の講習会受講料として振替えるものとし上記の理由により返却はしない。
但し、一括納入の場合、未受講分は受講 1 カ月前までの申出分についてのみ返却する。

(2) 出張講習会

- ①会場借用、レジュメ、テキスト関係作製等準備開始の為、入金確認（振込）をもって正式受付とする。
- ②一旦納入いただいた料金については、講習会申込者の意思により、開催 1 週間(7 日)前までに中止することになった場合は 30%のキャンセル料を差し引いた上での返金となります。
なお、講習会準備着手(専用資料編集等)しているなど業務を開始しているため開催7日前以降につきましてはご返却致しません。
また、日程等の変更(変更料 30%)につきましては、その内容により別途相談に応じます。
但し、一括納入の場合、未開催分は開催 1 カ月前までの申出分についてのみ返却いたします。
- ③国内の場合、講師派遣費用及び交通費・宿泊費は別途講師派遣費用（3）により徴収する。
- ④外国の場合、講師派遣費用及び交通費は別途講師派遣費用（3）により徴収し、宿泊費は実費とする。

- ※一1 海外渡航費及び国内交通費、食費、宿泊費及び前泊に係る講師日当等の諸経費は別途（下記参照）となります。
- ※一2 外国で行う場合、開催に係わる諸準備（会場設営・外国語テキスト作成・通訳等）は主催側（講習会依頼者）の負担とする。
- ※一3 講習会受講予定者の要請により講習会（出張・特別含）を勤務時間外及び休日に行う場合は特別費用（下記参照）を加算する。

(3) 講師派遣費用

有機 J A S 定例講習会・特別講習会・出張講習会に係る講師並びにグランドワーク確認員派遣費用については下記表の通りとする。

* 講師派遣費

講師派遣費	24,000 円
確認員派遣費	16,000 円
※講習開始時間により、前日開催地入りしなければならない場合及び日帰りできないカリキュラム等宿泊を伴う場合の移動日の講師・グランドワーク確認員の派遣費用の額は、下記の通りとし国内外に適用する。	
◇講 師◇	◇確認員◇
半日 6,000 円 1 日 12,000 円	半日 4,000 円 1 日 8,000 円
宿泊費	12,000 円/泊（朝・夕食含）・海外は実費相当額とする。

グランドワーク確認員 1 人当りの担当は最大 5 人を 1 チームとする。

〈例〉 10 人の受講生の場合、講師が確認員を兼任し確認員 1 名としてグランドワークにあたる。
 この場合費用は 24,000 円（講師兼確認員）+ 16,000 円（確認員）=40,000 円

特別費用	
勤務時間外加算額	1 時間につき 2 割増
休日加算額	1 人 4 時間ごとに 5 割増

* 講師交通費

区 分	旅客運賃			
	鉄 道	船 舶	航空機	自動車 (自走の場合)
講 師	新幹線・特急・指定席 (グリーン除く)	エコノミー又は ビジネスクラス	エコノミー又は ビジネスクラス	80 円/k m
グランドワーク 確認員	同上	同上	同上	同上
1. 交通費の起点は盛岡市前九年 3-3-17 とする。 2. 利用交通機関は、航空機または新幹線を原則とし、鉄道運賃には超特急・特急・急行料金が含まれる。 3. 車両使用による移動は、燃料代、高速料金等が含まれる。レンタカー使用の場合は実費。 4. 国外出張の旅費等の経費は、国内分上記と実費分の合算とする。				

* 講師の船舶及び航空機の利用については検査員の船舶及び航空機の利用に準じる。

別表 6 交付手数料の額（別途消費税加算）（第 11 条）

申請者及び認定事業者等利害関係者より、以下の資料の請求があった場合は、次に定める交付手数料を徴収する。

- ア、本会の法的根拠に係わる書類（定款、登記の現在事項証明書、登録認定機関としての登録に関する通知もしくは官報の写し）
- イ、岩手県等関係当局に毎年度行う事業実績報告の写し
- ウ、本会の財務諸表の写し
- エ、ホームページ上に公開している公開文書を別途紙面による提供を要望された場合。
- オ、ア、イ、ウ、エ及びその他認定に関わる交付文書は 1 ページにつき 100 円とする。
- カ、アからオまで以外の認定事業者の認定内容の閲覧は交付手数料に準ずる。